

| 項 目 | 検討課題(運営委員会指摘事項) | |
|-----------------------------------|------------------------------|---|
| | タイトル | 内容 |
| ※ はじめに | 流域委員会の諮問の経緯と基本方針策定に至る経緯に係る記述 | 計画策定に関するプロセスとして武庫川では重要な分岐点であり、冒頭に記述すべき内容である。基本方針を含めたゼロベースからの諮問、原案作成のための提言書の作成、合意形成のための時間をかけた徹底的な協議、総合治水の全面展開に向けた計画づくり等。 |
| 1 流域及び河川の概要 | | |
| (7) 治水事業の沿革 | 洪水被害 | 平成16年台風23号被害を軸の一つにくっつけて、既往最大であることを念頭に置き、リバーサイド被害等も記述すべきである。 |
| (11) 内水面漁業 | アユ漁 | ・アユ漁等の時期の確認 ・現状に対応した方針を「②動植物の生活環境の保全・再生」に記述すべきである。 |
| 2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 | | |
| 前 文 | 流域住民との関わり方 | 河川整備の段階における流域住民との関わりを明確に記述すべきである。 |
| (1) 洪水、高潮などによる災害の発生の防止又は軽減に関する事項 | | |
| ①河川対策 | 検討の優先順位 | 河道対策と洪水調節施設及び洪水調節施設間の検討優先順位を明記すべきである。 |
| | 堤防強化 | 計画規模以上の流量が流れ得ることを前提とした堤防強化を計画として位置付けるべきである。 |
| | 上下流バランス | ・上下流バランスの持つ意味が不明である。 ・支川の扱いをどの様に考えるのか。 |
| ②流域対策 | 水田の取り扱い | 流域対策に水田も採用すべきである。 |
| (3) 河川環境の整備と保全に関する事項 | | |
| ①河川環境の整備と保全の全体的な方針 | 生物の2つの原則 | 2つの原則の持つ意味の確認 |
| 3 河川整備の基本となるべき事項 | | |
| (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 | 基本高水の説明 | 基本高水の算定プロセスをもっと分かりやすく表現すべきである。 |